

環 境・ま ち づ ぐ り

～環境先進都市づくり～

- 持続可能な社会づくりと地球温暖化防止対策の推進
- 身近な緑を増やすまちづくり
- 自然の中で市民が憩える場所を増やすまちづくり

地球温暖化防止のためには、再生可能エネルギーを創り、使うエネルギーを減らす「創って減らす！」をキーワードに、太陽光発電設備の設置や身近な緑を増やす「みどり倍増プロジェクト」を実施して、健康で快適な生活環境を確保し、CO₂削減にも繋がります。

また、見沼田んぼや荒川の自然環境を保全・活用し、教育ファームや市民農園など、自然の中で市民が憩える場所を増やします。

環境・まちづくり

- 42 市内照明のLED化率全国1位を目指します。(4年以内)
- 43 太陽光発電設備の設置を推進します。(4年以内)
- 44 「E-KIZUNA Project」などの実施により、次世代自動車の普及を促進します。
(4年以内)
- 45 さいたま新都心のサッカープラザ計画は白紙撤回します。(すぐ)
- 46 コミュニティバス路線の検討委員会を設置します。(すぐ)
- 47 新規建設事業費の1%を魅力ある文化・芸術のまちづくりに配分します。
(3年以内)
- 48 公園・市有地・校庭などの芝生化、緑のカーテン事業などで身近な緑を増やす「みどり倍増プロジェクト」を実施します。(4年以内)
- 49 見沼田んぼ、荒川などの自然環境・歴史的遺産を保全・活用し、教育ファーム、市民農園など市民が憩える場所を増やします。(4年以内)
- 50 良好な住環境を守るための「高度地区」による高さ制限を導入します。
(4年以内)
- 51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します。
(4年以内)
- 52 効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路を抜本的に見直します。(4年以内)

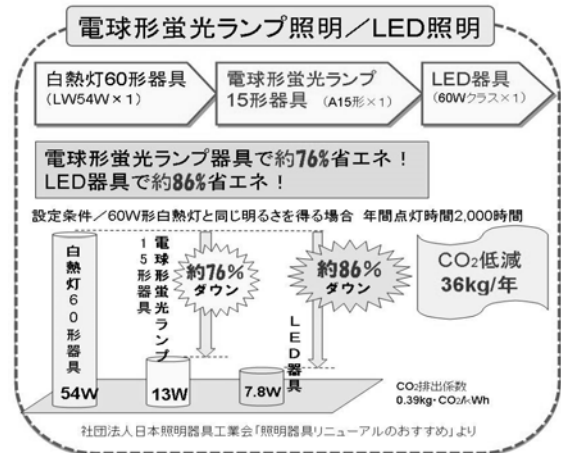
42 市内照明のLED化率全国1位を目指します。(4年以内)

① 数値目標等(取組指標・方針)

- ・平成24年度末までに、エネルギー削減効率の高い市有施設のLED化率(注1)を10%とします。
- ・平成24年度末までに、街路灯について4,000灯のLED化を図ります。

現状(平成21年3月末時点)

- ・平成20年度は、省エネルギー型照明として高い効果が期待されているLED照明の普及促進の事業化について検討を行いました。導入した施設はありません。



② 取組内容

- ・先行事業として、さいたま新都心駅コンコース周辺の照明のLED化を図ります。
- ・エネルギー削減効率の高い市有施設の照明、特に水銀灯を中心にLED化を図ります。
- ・照明器具の交換時期を迎えた街路灯を中心にLED化を図ります。

③ 事業計画(工程表)

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|----------------|----|-----------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| さいたま新都心駅LED化事業 | | LED500灯 | | | |
| 市有施設LED化 | | | 改修対象 2施設 | 改修対象 3施設 | 改修対象 3施設 |
| 街路灯LED化 | | LED1,000灯 | LED1,000灯 (累計:2,000灯) | LED1,000灯 (累計:3,000灯) | LED1,000灯 (累計:4,000灯) |

(注1)エネルギー削減効率の高い市有施設のLED化率とは、市立小中学校を除く、延床面積が2,000㎡以上の施設で、建設から3年以上が経過した施設など80施設におけるLED導入市有施設の割合のこと。

所管課 環境局 環境共生部 地球温暖化対策課 (問合せ先: 048-829-1324)
市民局 市民部 交通防犯課 (問合せ先: 048-829-1219)

43 太陽光発電設備の設置を推進します。(4年以内)

① 数値目標等(取組指標・方針)

- ・平成24年度末までに、太陽光発電設備を設置する市有施設を22施設460KW増やし、太陽光発電能力を170KWから630KWにします。
- ・平成23年度末までに、住宅用太陽光発電設備設置補助を継続し、太陽光発電能力を戸建(4KW)1,375戸に相当する総計5,500KWにします。

現状(平成21年3月末時点)

- ・太陽光発電による化石エネルギーの消費削減は、環境負荷低減に寄与することから積極的に取り組んでいます。
- ・市有施設における太陽光発電設備設置は、25施設で太陽光発電能力は、合計170KWです。
- ・住宅用太陽光発電設備設置補助制度は、導入していません。

| 施設名 | 発電電力 | 用途 | 施設名 | 発電電力 | 用途 |
|-----------------|---------|------------|-------------------|---------|-----------|
| 1 岩槻環境センター | 3.00kw | リサイクル施設内照明 | 14 健康科学研究センター-保健所 | 3.06kw | 施設内電カへの充当 |
| 2 七里コミュニティセンター | 3.34kw | 事務所内照明 | 15 辻南小学校 | 30.00kw | 校舎内照明灯 |
| 3 宮原コミュニティセンター | 3.34kw | 1階ラウンジ照明 | 16 鈴谷公民館 | 5.50kw | 施設内電カへの充当 |
| 4 春野中学校 | 6.00kw | 屋外照明灯等 | 17 宮原小学校 | 10.00kw | 校舎内照明灯 |
| 5 馬宮コミュニティセンター | 3.00kw | 館内照明 | 18 浦和消防日の出張所 | 10.00kw | 庁舎内照明他 |
| 6 しましま公園 | 0.80kw | トイレ電源供給 | 19 大宮消防大成出張所 | 10.00kw | 庁舎内照明他 |
| 7 芝原小学校 | 0.40kw | 展示室(環境学習) | 20 合併記念見沼公園 | 0.45kw | 屋外街路灯 |
| 8 大久保東公民館 | 1.22kw | 外灯・街路灯 | 21 さいたま市民医療センター | 10.00kw | 照明 |
| 9 新大宮聖苑 | 5.00kw | 施設内電カへの充当 | 22 つばさ小学校 | 30.00kw | 照明 |
| 10 緑消防署美園出張所 | 10.00kw | 屋外照明灯 | 23 プラザノース | 9.50kw | 照明 |
| 11 西部複合施設駐車場 | 2.40kw | 外灯 | 24 うねうね公園 | 0.45kw | 屋外街路灯 |
| 12 片柳コミュニティセンター | 10.00kw | 施設内電カへの充当 | 25 田島東公園 | 0.45kw | 時計用 |
| 13 動物愛護ふれあいセンター | 0.48kw | 屋外照明灯 | 計 | 168.4kw | |

② 取組内容

- ・平成21年度に太陽光発電設備設置可能性の調査を行い、平成22年度から、市有施設(市立小・中学校分を除く)に太陽光発電設備を年2施設設置します。
- ・平成24年度まで、市立小・中学校に太陽光発電設備を年4施設設置します。
- ・平成23年度まで、住宅用太陽光発電設備設置補助制度を継続します。

③ 事業計画(工程表)

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|----------------------------|----|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 市有施設への設置 (既存20施設90KW) | 調査 | | 2施設 100KW (累計:22施設190KW) | 2施設 100KW (累計:24施設290KW) | 2施設 100KW (累計:26施設390KW) |
| 市立小・中学校への設置 (既存5施設80KW) | | 4施設 40KW (累計:9施設 120KW) | 4施設 40KW (累計:13施設 160KW) | 4施設 40KW (累計:17施設 200KW) | 4施設 40KW (累計:21施設 240KW) |
| 住宅用太陽光発電 への設備補助 | | 2,000KW | 2,000KW (累計:4,000KW) | 1,500KW (累計:5,500KW) | |

所管課 環境局 環境共生部 地球温暖化対策課 (問合せ先:048-829-1324)
教育委員会 管理部 学校施設課 (問合せ先:048-829-1642)

44 「E-KIZUNA Project」などの実施により、次世代自動車の普及を促進します。（4年以内）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、市域における次世代自動車の台数6,000台を12,000台にします。
- ・平成24年度末までに、市の公用車への次世代自動車の導入率を76.1%にし、平成25年度末には100%にすることを目指します。
- ・上記に加え「E-KIZUNA Project」（注1）などの推進により、次世代自動車の普及促進を図り、自動車からのCO2を年間6万トン（さいたま市と同程度の面積の杉林が1年間に吸収する量に相当）削減します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・次世代自動車といわれる電気自動車(EV)、天然ガス車、ハイブリッド車の市内の台数は、約6,000台です。
- ・公用車819台(特殊な車両を除く)のうち、次世代自動車は、天然ガス車101台、ハイブリッド車33台の計134台であり、導入率は、16.4%となっています。なお、平成21年度で公用車12台(内4台がハイブリッド車)が減車予定です。



【推進体制イメージ】

② 取組内容

- ・次世代自動車導入補助金により、事業者に対し、導入支援を行います。
- ・平成21年度から、5年間で全ての公用車を次世代自動車へ切り替えます。
- ・EV普及施策「E-KIZUNA Project」の推進や「E-KIZUNA サミット」構想（注2）の実現を目指します。
- ・EVの公共・商業施設における駐車料金の優遇などを実施します。
- ・区役所や商業施設等に急速充電設備を設置し、充電セーフティネットの構築を図ります。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|--------------------------|----|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 次世代自動車導入補助金 | | 天然ガス車・ハイブリッド車が補助対象 | EVを補助対象に追加 | | |
| 市の率先導入（公用車807台、導入台数130台） | | 導入台数 38台 （累計：168台） 導入率 20.8% | 導入台数 105台 （累計：273台） 導入率 33.8% | 導入台数 178台 （累計：451台） 導入率 55.9% | 導入台数 163台 （累計：614台） 導入率 76.1% |
| EV優遇策の実施 | | | | | |
| 充電セーフティネットの構築 | | | | | |

（注1）E-KIZUNA Projectとは、市民・事業者・行政の連携により、EVを安心して、快適に使える低炭素社会の実現を目指し、EV普及拡大の課題解決に取り組むプロジェクトのこと。

（注2）E-KIZUNA サミット構想とは、EVの使用環境の改善等を通じてその普及促進を目的とした地方自治体のネットワークのこと。地域間で連携した充電環境の整備などにより、EVで安心・快適にどこへでも行ける社会の実現を目指す。

所管課 環境局 環境共生部 交通環境対策課（問合せ先：048-829-1329）
 財政局 財政部 庁舎管理課
 水道局 業務部 管財課

45 さいたま新都心のサッカープラザ計画は白紙撤回します。（すぐ）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・さいたま新都心のサッカープラザ計画は白紙撤回し、平成21年度中に、より市民の暮らしや生活に密着し、かつ、にぎわいの創出が図れるような導入機能を決定します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・サッカープラザは、さいたま新都心第8-1A街区内の市有地の有効活用を図るため、等価交換により公共床を取得し、整備することとしています。
- ・平成20年12月に整備方針を策定し、設計業務の着手等を行い、整備に向けた検討を進めています。



【さいたま新都心第8-1A街区】

② 取組内容

- ・新たな導入機能案を検討するため設置した、市民参加の検討委員会からの報告を踏まえ、関係者間において協議・調整を行い、導入機能を決定します。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|
| サッカープラザ白紙撤回・新たな導入機能の決定 | ➡ | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

所管課 政策局 政策企画部 サッカープラザ準備室 (問合せ先：048-829-1041)
政策局 政策企画部 企画調整課 (問合せ先：048-829-1035)

46 コミュニティバス路線の検討委員会を設置します。(すぐ)

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成21年8月に、交通空白地域や交通不便地区などの解消に向けた検討を行うため、有識者や市民などを委員とする「コミュニティバス等検討委員会」を設置します。
- ・平成22年度末までに、委員会での検討内容をまとめ、市民に公表します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・路線バスを補完するため、西区、見沼区、桜区、南区、北区、岩槻区の6区でコミュニティバスを運行しています。



【コミュニティバス】

② 取組内容

- ・コミュニティバスの対象地域、運行ルートなどの課題等を整理し、多様な地域ニーズに対応できるようにコミュニティバスの路線を再検討します。
- ・委員会での路線等の検討に当たっては、市民アンケートを実施するなど、市民の意見を取り入れていきます。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------------|---------|-----|-----|-----|
| 検討委員会の設置 | ● 8月 | | | |
| 路線等の検討・公表 | → | | | |
| | | | | |
| | | | | |

47 新規建設事業費の1%を魅力ある文化・芸術のまちづくりに配分します。 (3年以内)

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成22年度末までに、建設事業費における1%（一般財源ベース（注1））を文化・芸術事業に充てる仕組みをつくりまします。

現状（平成21年3月末時点）

- 「さいたま市美術展覧会」、「国際漫画フェスティバル」、「スポーツ文学賞」などのほか、咲いたまつりではオーディション形式の音楽イベント「THE登竜門」を実施しています。
- 建設事業費の一部を、文化・芸術に関する事業に配分する仕組みはありません。

◎主な芸術文化イベント事業

- (1) 公募、選考、表彰等のあるもの
スポーツ文学賞、さいたま市美術展、さいたま市民文芸、さいたま市民漫画展、ユーモアフォトコンテスト
- (2) 舞台上で披露するもの
さいたま市民音楽祭、子ども文化祭

② 取組内容

- 平成21年度中に、文化・芸術関係有識者による検討委員会を設置し、若手アーティストの登竜門となるようなコンテスト形式等の文化・芸術事業について検討します。
- 平成22年度末までに、予算配分の仕組みを構築し、平成23年度から新たな文化・芸術事業を実施します。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 検討委員会の設置・予算配分の検討 | | | → | | |
| 文化芸術事業の実施 | | | | → | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注1)一般財源ベースとは、事業費から国庫支出金・市債などの特定財源を除き、市税等の一般財源（使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源）で負担する額を算出したもの。

所管課 市民局 生活文化部 文化振興課 （問合せ先：048-829-1226）

48 公園・市有地・校庭などの芝生化、緑のカーテン事業などで身近な緑を増やす「みどり倍増プロジェクト」を実施します。（4年以内）

～みどり倍増プロジェクト～

現 状 等

本市には、武蔵野の原風景である雑木林や屋敷林などの樹林地が数多く残っています。しかし、都市部では開発等により、年々緑地が減少しており、「花や緑の豊かなまち」の実現には、緑地の保全や再生が重要となっています。

プロジェクトの取組方針

生命感や躍動感にあふれ、市民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる「花や緑の豊かなまち」を実現するため、市民・事業者・行政が“絆”を深めて緑の輪を広げ、日々の生活の場所などに花やみどりを増やすことを積極的に推進します。

— 絆を深める緑の輪 —

緑のカーテン事業

- 市立学校は、全校で、
- 公共施設は、100か所で、
緑のカーテンを実施します。
- 市民の皆様には、2,000家庭で、
緑のカーテンをお願いします。

公共施設芝生化事業

- 公園・学校は各区2か所を、
- 保育園は全62園を、
芝生化します。

市民協働事業

- 市内全ての駅を、
花や緑でいっぱいにします。
- 各区それぞれの区の花を、
皆さんと一緒に決めます。

プロジェクト一環事業

- 公共施設は、8施設以上を、
壁面・屋上緑化します。
- 未利用市有地の適地を、
緑化します。
- 民間建築物には、
緑化助成制度を拡充します。

<統括責任課> みどり推進課

<所管課> 用地管財課、庁舎管理課、区政推進課、保育課保育環境整備室、地球温暖化対策課、都市公園課、学校施設課

《48-1 公園の芝生化》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、芝生のある公園が各区2か所以上となるよう14公園増やし、26公園とします。

現状(平成21年3月末時点)

- ・良好に管理されている芝生広場がある公園は、12公園となっています。
うねうね公園、きたまちしましま公園、番場公園（北区）
荒川彩湖公園、桜草公園（桜区）
合併記念見沼公園（大宮区）
大崎公園、さぎ山公園、見沼自然公園、見沼氷川公園（緑区）
岩槻城址公園、岩槻文化公園（岩槻区）



【合併記念見沼公園(大宮区)】

② 取組内容

- ・近隣公園など、身近な公園（注1）の芝生化を推進します。
- ・芝生の管理については、市民協働による管理を検討し、管理費の軽減を図ります。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------------|----|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 身近な公園の芝生整備 | | 3公園 (累計:15公園) | 3公園 (累計:18公園) | 3公園 (累計:21公園) | 5公園 (累計:26公園) |
| 管理費の軽減 | | 検討 | | 市民協働による管理 | |
| | | | | | |
| | | | | | |

- (注1) 身近な公園とは、街区公園、近隣公園、地区公園で、それぞれ次のような公園。
 ・街区公園とは、半径250m程度の街区に居住する人々を対象とする0.25haを標準とする公園。(市内整備数:713公園)
 ・近隣公園とは、半径500m程度の街区に居住する人々を対象とする2haを標準とする公園。(市内整備数:31公園)
 ・地区公園とは、半径1km程度の街区に居住する人々を対象とする4haを標準とする公園。(市内整備数:4公園)

所管課 都市局 都市計画部 都市公園課 (問合せ先: 048-829-1420)

《48-2 学校の芝生化》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、芝生化した学校が各区2校となるよう14校増やし、20校とします。
- ・平成22年度末までに、市民との協働や民間企業からの技術支援などの地域社会との連携による芝生維持管理システムを構築します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・グラウンド改修の一環として、排水・散水設備整備、遊具改修などに併せて毎年度1校程度の芝生化を行っており、小学校6校で実施しています。
 - つばさ小（北区）、大宮小（大宮区）
 - 神田小（桜区）、岸町小（浦和区）
 - 谷田小（南区）、三室小（緑区）



【谷田小学校(南区)】

② 取組内容

- ・校庭の改修に併せて芝生化を実施します。
- ・芝生化の場所については、グラウンドに限らず、中庭など学校敷地内全体を対象とします。
- ・芝生維持管理システムについては、保護者や周辺住民の協働による維持管理や民間企業のボランティアによる技術支援などを検討し、管理費の軽減を図ります。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|---------------|----|---------------|----------------|-----------------|----------------|
| 校庭等芝生化工事 | | 1校 (累計:7校) | 4校 (累計:11校) | 4校 (累計:15校) | 5校 (累計:20校) |
| 芝生維持管理システムの構築 | | 検討 | 構築 | 芝生維持管理システムによる管理 | |
| | | | | | |
| | | | | | |

所管課 教育委員会 管理部 学校施設課 (問合せ先: 048-829-1636)

《48-3 保育園の芝生化》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、すべての公立保育園（62園）の園庭を芝生化します。
- ・平成22年度末までに、市民との協働や民間企業からの技術支援などの地域社会との連携による芝生維持管理システムを構築します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・平成21年3月末現在は、園庭の芝生化は行っていません。
- ・平成21年度は、公立保育園の園庭芝生化を3園で実施しています。
白幡保育園（南区）
東大成保育園（北区）
七里東保育園（見沼区）



【七里東保育園（見沼区）】

② 取組内容

- ・身近な緑を創出し、環境教育の一助となるように園庭の芝生化を行います。
- ・園庭の芝生化については、園庭の2分の1程度を基準とします。
- ・芝生維持管理システムについては、保護者や周辺住民の協働による維持管理や民間企業のボランティアによる技術支援などを検討し、管理費の軽減を図ります。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|---------------|----|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 園庭等芝生化工事 | | 3園 (累計:3園) | 10園 (累計:13園) | 20園 (累計:33園) | 29園 (累計:62園) |
| 芝生維持管理システムの構築 | | 検討 | 構築 | 芝生維持管理システムによる管理 | |
| | | | | | |
| | | | | | |

所管課 保健福祉局 こども未来部 保育課保育環境整備室（問合せ先：048-829-1868）

《48-4 学校の緑のカーテン》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、すべての市立学校（注1）で緑のカーテン事業を実施します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・緑のカーテン事業については、環境教育や省エネルギー活動の一環として、小学校4校で実施しています。
大宮南小(大宮区)、下落合小(中央区)
常盤小(浦和区)、城南小(岩槻区)



【下落合小学校(中央区)】

② 取組内容

- ・緑のカーテンの基本的な育成方法については、マニュアルを作成して各学校で講習会を行います。
- ・各学校ごとにアイデアや特色を生かした取組を行い、すべての市立学校を対象とした(仮称)緑のカーテンコンテストを実施します。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------------------------|----|--------------------|------------------------------------|-------------------------------|---|
| 緑のカーテン設置 | | 小学校6校 (累計:小10校) | 小20校、中19校、特支1校 (小30校、中19校、特支1校) | 小31校、中19校 (小61校、中38校、特支1校) | 小42校、中19校、高4校、特支1校 (小103校、中57校、高4校、特支2校) |
| 取組への支援(マニュアルの作成、講習会の実施) | | | | | |
| (仮称)緑のカーテンコンテストの実施 | | | | コンテストの実施方法 について検討 | コンテストの実施 |

(注1)すべての市立学校とは、平成24年度に開校予定の小学校1校及び特別支援学校1校を含む小学校103校、中学校57校、高等学校4校、特別支援学校2校。

《48-5 公共施設・家庭の緑のカーテン》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、緑のカーテン事業を実施する身近な公共施設を100か所に増やします。
- ・平成24年度末までに、緑のカーテンづくりに取り組む家庭を2,000家庭にします。

現状（平成21年3月末時点）

- ・緑のカーテン事業は、10区役所のほか、小学校、保育園など一部の公共施設で実施しています。



【桜区役所（桜区）】

② 取組内容

- ・公共施設については、施設職員により整備します。
- ・緑のカーテンに取り組む市民・民間企業を募集し、（仮称）緑のカーテン応援団を結成し、会員へゴーヤ等の種や育て方マニュアルの配布を行います。
- ・応援団の取組を、ホームページ等により公表します。
- ・会員以外の市民も参加できる講習会を毎年開催し、身近な緑の重要性等についての啓発に努めるとともに、参加者にゴーヤの苗やネットなどを配布します。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------------------|----|----------|-------------------|-----------------------|-------------------------|
| 公共施設での実施 | | 10か所 | 30か所 (累計:40か所) | 30か所 (累計:70か所) | 30か所 (累計:100か所) |
| 家庭での取組 | | | 500家庭 | 500家庭 (累計:1,000家庭) | 1,000家庭 (累計:2,000家庭) |
| (仮称)緑のカーテン応援団での取組 | | 支援方法等の検討 | 応援団の結成 | ホームページでの公表 | |
| 会員以外の取組 | | 支援方法等の検討 | 講習会の開催 | | |

《48-6 公共施設の緑化》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、8施設以上の公共施設の屋上緑化・壁面緑化を実施します。
- ・平成22年度末までに、未利用となっている全ての市有地から緑地化に適した土地を選定し、平成24年度末までに、選定した市有地の緑地化を実施します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・建築物や公園施設等の公共施設の整備に当たっては、緑の量的基準や質的基準を示した公共施設緑化マニュアルに即して整備を行っています。
- ・平成20年度は、2か所の屋上緑化・壁面緑化の施工を行い、現在27か所の公共施設が緑化されています。
市民医療センター（西区）
つばさ小学校（北区）



【屋上緑化(コムナーレ)】



【壁面緑化(スーパーアリーナ)】

② 取組内容

- ・公共施設緑化マニュアルを改訂し、建築物の緑化面積の拡大などを行います。
- ・新規に建設される公共施設については、全て、屋上緑化又は壁面緑化の整備を実施します。
- ・未緑化の既存施設についても、屋上緑化又は壁面緑化の整備を実施します。
- ・未利用市有地の調査・検討を行い、適地を緑地化します。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|--------------------|----------------------|-----|-------------|------------|
| 公共施設緑化マニュアルの改訂 | → | | | |
| 既存施設の調査、実施箇所・手法の検討 | → | → | | |
| 公共施設の屋上緑化・壁面緑化 | → | → | → | → 8施設以上 |
| 未利用市有地の緑化 | → 未利用市有地の調査・検討・選定 | → | → 緑地化の実施 | → |

所管課 都市局 都市計画部 みどり推進課 (問合せ先：048-829-1423)
財政局 財政部 用地管財課

《48-7 民間建築物の緑化》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、創出される緑化面積を1,400㎡増やします。

現状（平成21年3月末時点）

- ・平成20年7月から、駅を中心におおむね半径500mの地域内の建築物又は敷地面積3,000㎡以上の建築物の屋上緑化・壁面緑化に助成する「建築物緑化助成事業」を実施しています。
- ・平成20年度は、3件に対し助成を行い、138㎡の緑地を創出しました。



【屋上緑化助成事例（大宮区）】

② 取組内容

- ・平成21年10月までに、建築物緑化助成事業を市民にとって一層利用しやすい制度とするため、制度の拡充について検討を行います。
- ・平成21年11月から、建築物緑化助成事業の助成対象区域を拡大し、制度の拡充を行います。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|---------------------|----|------|-------------------|---------------------|---------------------|
| 建築物緑化助成事業による緑化創出 | | 200㎡ | | | |
| 建築物緑化助成事業の制度拡充 | | 11月 | | | |
| 新たな建築物緑化助成事業による緑化創出 | | | 400㎡ (累積:600㎡) | 400㎡ (累積:1,000㎡) | 400㎡ (累積:1,400㎡) |

所管課 都市局 都市計画部 みどり推進課 (問合せ先: 048-829-1423)

《48-8 花と緑でいっぱい・区の花の制定》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成23年度から、市内全ての駅・駅周辺及び主要な観光スポットなどを区民等と協働して「花や緑」でいっぱいにします。
- 平成23年5月頃に、市制10周年を記念して、全10区役所において、区の緑化推進のシンボルフラワーとして、「区の花」を発表します。

現状（平成21年3月末時点）

- コミュニティ会議などが、駅周辺や駅前通り等において、フラワーポットやプランターに花を植える活動を行っています。
- 「区の花」は、見沼区が平成20年度に制定（クマガイソウ）しており、緑区では、平成22年度に制定を予定しています。



【土呂駅前(北区)】



【指扇駅前(西区)】

② 取組内容

- 平成22年度末までに、「(仮称)〇〇区 花と緑のまちづくり推進事業」の仕組みづくりを行います。
- 平成23年度から、「(仮称)〇〇区 花と緑のまちづくり推進事業」を、全10区役所が区民・ボランティア団体・コミュニティ会議・地元商店街・鉄道事業者などと協働して実施し、市内全ての駅・駅周辺及び主要な観光スポットなどを「花や緑」でいっぱいにします。
- 平成22年度末までに、「(仮称)区の花策定委員会」を立ち上げ、区民投票などにより「区の花」を選定し、平成23年5月頃に公表します。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------------------------------|-----|--------------------|-----------------|-----|
| (仮称)〇〇区 花と緑のまちづくり推進事業の仕組みづくり | → | | | |
| (仮称)〇〇区 花と緑のまちづくり推進事業 | | → 各区順次実施 | | |
| 「区の花」の制定 | | → 委員会の設置 区の花の選定 | ● 区の花 公表 5月頃 | |

49 見沼たんぼ、荒川などの自然環境・歴史的遺産を保全・活用し、教育ファーム、市民農園など市民が憩える場所を増やします。(4年以内)

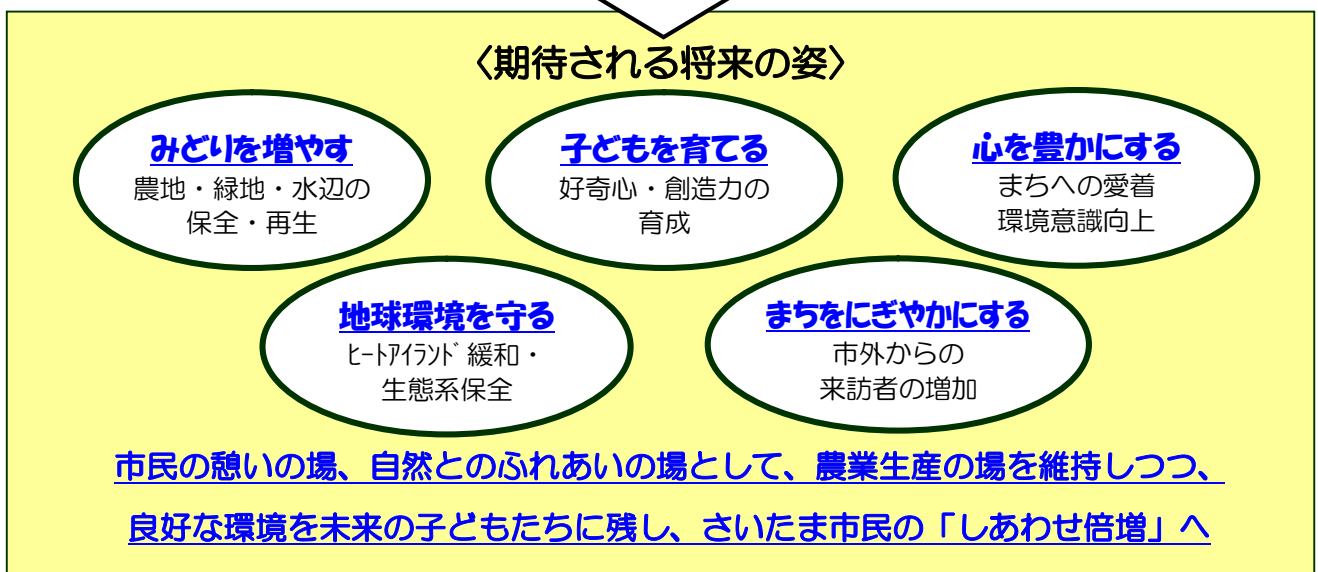
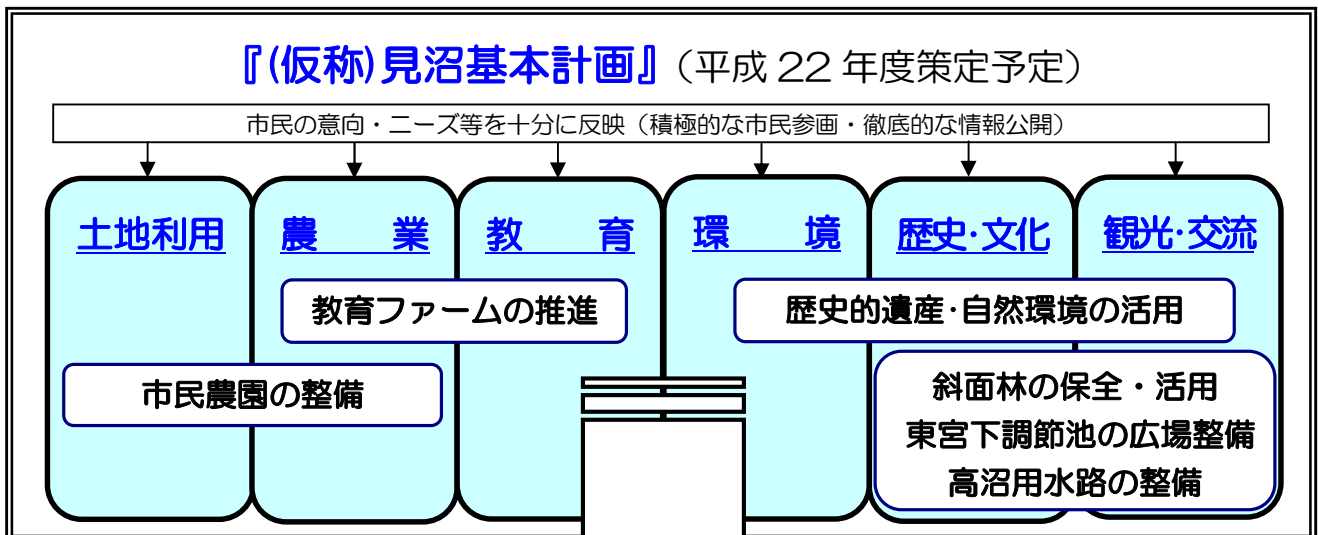
～市民が憩える場所づくりプロジェクト～

現状等 これまでの土地利用の規制・誘導方策だけでは、見沼たんぼの良好な環境を守
 ることは困難となっており、土地利用、農業、教育、環境、歴史・文化、観光・
 交流など、見沼たんぼに関する様々な取組の総合的な推進が必要となっています。

プロジェクトの取組方針

見沼たんぼに関する諸施策を一体的に取りまとめた「(仮称)見沼基本計画」を基本とし、見沼たんぼ固有の豊かな自然や歴史的的文化遺産等を活用した、心の安らぎと潤いをおぼえるような「市民が憩える場所」を整備します。

憩える場所とは・・・
 美しい風景と歴史的遺産を活用した、心の安らぎと潤いをおぼえるような場所。



| | |
|-------|------------------------------------|
| 統括責任課 | みどり推進課 |
| 所管課 | 農業政策課、河川課、健康教育課、文化財保護課、農業振興課、環境総務課 |

《49-1 見沼基本計画の策定》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成22年度末までに、見沼たんぼを農業生産の場として維持しつつ、市民が自然とふれあい、憩える場所とするため、本市として初めて、見沼たんぼに関する各部門の諸施策を体系的に取りまとめた実効性のある（仮称）見沼基本計画を策定します。
- 平成23年度末までに、斜面林等の保全などのアクションプランを策定します。
- 平成24年度末までに、見沼代用水と一体となった斜面林を開放し、散策路や休憩施設の整備を行うなど、水と緑に親しむことができる市民の憩いの場所を3か所整備します。

現状（平成21年3月末時点）

- 見沼たんぼは、首都近郊に残された貴重な大規模緑地空間であり、田んぼや畑、斜面林など豊かな自然が残り、多様な野生生物の生息の場でもあります。
- この地域の歴史はとても古く、独特の文化等が継承されています。
- この良好な環境を守るための有効な施策の整備が課題となっています。



【見沼たんぼ】

② 取組内容

- （仮称）見沼基本計画やアクションプランは、見沼たんぼ内の自然環境について詳細な調査を行い、市民の声を十分に聞きながら策定します。
- 水と緑に親しむことができる市民が憩える場所の整備は、間伐材を使用するなど自然や環境に配慮するとともに、コストダウンを図るため、市民の寄付や地元企業からの資材提供など市民協働による整備手法についても検討します。
- 斜面林の保全は、ボランティア活動など市民との協働による保全手法を構築します。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|--------------------------|----------------|-----|-----------------|-----------------|
| （仮称）見沼基本計画の策定 | → | | | |
| アクションプランの策定 | → | | | |
| 水と緑に親しむことができる市民の憩いの場所の整備 | 市民協働による整備手法の検討 | 1か所 | 1か所 (累計:2か所) | 1か所 (累計:3か所) |
| 斜面林の保全 | 市民協働による保全手法の構築 | → | | |
| | | | 保全活動の実施 | |

《49-2 歴史的遺産・自然環境の活用》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、市民が見沼田んぼの「歴史」や「豊かな自然環境」を感じ、憩える場所として見沼代用水や見沼通船堀沿いに休憩施設を5か所増やします。
- ・平成24年度末までに、見沼通船堀の閘門（注1）や鈴木家住宅（注2）の適切な保存を行うとともに、周辺の文化財への案内看板や休憩施設を設置し、憩える場所として歴史的遺産の活用を図ります。

現状（平成21年3月末時点）

- ・見沼田んぼには、農地や斜面林といった自然環境や国指定史跡である見沼通船堀、國昌寺門（市指定有形文化財）などの歴史的遺産が数多くあります。
- ・見沼田んぼの良さを実感するビューポイントに東屋（休憩所）を5か所設置するなど、市民が憩える場所づくりを行っています。



【東屋（休憩所イメージ）】



【見沼通船堀閘門（緑区）】

② 取組内容

- ・見沼田んぼ内の憩える場所について、効果的な整備を行うため、市民によるワークショップなどにより、休憩施設の設置場所等の選定や遊歩道の必要性について検討します。
- ・休憩施設の整備は、コストダウンを図るため、市民の寄付や地元企業からの資材提供などの市民協働による整備を検討します。
- ・閘門の関柵などの修繕などを行い、文化財の保護に努めるとともに、文化財等への案内看板の設置や簡易な休憩施設を設置し、心地よく見沼田んぼの歴史的遺産を巡れるようにします。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------------------------|-----|-----|-----------------|-----------------|
| ワークショップによる休憩施設設置場所等の検討 | → | | | |
| ビューポイント等へ休憩施設設置 | | 1か所 | 2か所 (累計:3か所) | 2か所 (累計:5か所) |
| 見沼通船堀の修繕 | → | | | |
| 文化財等への案内看板・休憩施設設置 | → | | | |

（注1）見沼通船堀の閘門（こうもん）とは、見沼代用水路と芝川との3メートルもの水位の違いを克服し、船を通すために水位を調整する木製の関。

（注2）鈴木家住宅とは、見沼通船の船の差配を行った場所で、通船堀に付属する施設として国の史跡に指定されている。

所管課 都市局 都市計画部 みどり推進課 (問合せ先：048-829-1413)
教育委員会 生涯学習部 文化財保護課 (問合せ先：048-829-1723)

《49-3 教育ファームの実施》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、すべての市立小・中学校で、学校教育ファームを実施（見沼田んぼ内は、小・中学校あわせて50校）します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・学校教育ファームについては、小学校18校で実施（見沼田んぼ内は、小学校4校）しています。
 - 植水小・指扇小（西区）
 - 三橋小（大宮区）
 - 与野南小・上落合小・下落合小（中央区）
 - 栄和小・大久保東小（桜区）
 - 仲本小・常盤北小・仲町小・高砂小・本太小（浦和区）
 - 文蔵小・辻小（南区）
 - 野田小・芝原小、大牧小（緑区）



【農業体験事例】

② 取組内容

- ・農地の確保については、周辺の農業者へ支障とならないよう配慮して選定します。
- ・農業委員などの協力を得ながら、農業指導員を確保し、教育ファームの実施を推進します。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----------------------|----|-------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 見沼田んぼ内での教育ファームの実施(注1) | | (累計:小4校) | 小学校11校、中学校5校 (累計:小15校、中5校) | 小学校10校、中学校5校 (累計:小25校、中10校) | 小学校5校、中学校10校 (累計:小30校、中20校) |
| 市内全域での教育ファームの実施 | | 小学校12校、中学校5校 (累計:小30校、中5校) | 小学校30校、中学校10校 (累計:小60校、中15校) | 小学校30校、中学校20校 (累計:90校、中35校) | 小学校12校、中学校22校 (累計:102校、中57校) |
| | | | | | |
| | | | | | |

所管課 教育委員会 学校教育部 健康教育課 (問合せ先: 048-829-1679)
 経済局 経済部 農業政策課 (問合せ先: 048-829-1378)
 農業委員会事務局 農業振興課 (問合せ先: 048-829-1805)

《49-4 市民農園の整備》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、見沼たんぼ内の市民農園を3か所から9か所に増やすとともに、市内全域の市民農園を40か所から72か所に増やします。

現状(平成21年3月末時点)

- レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、都市住民が自然に親しみながら、農業体験のできる市民農園については、市内40か所（見沼たんぼ内は、3か所）で行われています。



【市民農園】

② 取組内容

- 農地所有者や周辺住民に対して、市民農園の開設に向けたPRを積極的に行います。
- より身近で、地域ごとに特色のある市民農園の開設・運営について検討します。
- 農園の運営に際し、栽培技術の指導や農園の維持管理などの支援体制を構築します。
- 見沼たんぼ内においては、（仮称）見沼基本計画等との整合性や市民農園としての立地条件などを考慮しながら、市有地などの有効利用を検討します。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 見沼たんぼ内での市民農園の開設 | 開設の検討・準備 農地の選定 | | 3か所 (累計:6か所) | 3か所 (累計:9か所) |
| 市内での市民農園の開設 | 8か所 (累計:48か所) | 8か所 (累計:56か所) | 8か所 (累計:64か所) | 8か所 (累計:72か所) |
| | | | | |
| | | | | |

所管課 経済局 経済部 農業政策課 (問合せ先: 048-829-1378)
 農業委員会事務局 農業振興課 (問合せ先: 048-829-1805)
 都市局 都市計画部 みどり推進課 (問合せ先: 048-829-1413)

《49-5 東宮下調節池の広場整備》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、東宮下調節池を、遊水機能を保ちつつ、市民が水と親しみ憩える場所として整備します。

現状（平成21年3月末時点）

- 平成19年度から、調節池事業用地(注1)の買収を開始し、平成21年度に買収を完了する予定です。



② 取組内容

- 平成21年度末までに、用地買収及び実施設計を完了します。
- 平成22年度から、工事に着手し、平成24年度末までに、市民が潤いと安らぎを感じられる、安全に配慮した親水広場を含む調節池として整備します。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------------|-----|-----------|-----|-----|
| 用地買収・実施設計 | → | | | |
| 広場・調節池整備 | | → 工事 → 開設 | | |
| | | | | |
| | | | | |

(注1)調節地事業用地の面積は、26,000㎡。

所管課 建設局 土木部 河川課 (問合せ先：048-829-1585)

《49-6 高沼用水路の整備》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、既存の水路敷などを活用し、市民が水と親しみ憩える場所を2か所整備します。

現状(平成21年3月末時点)

- 高沼用水路については、河川としての治水条件を満たし、親水にも配慮した整備方針を策定しています。市民が水と親しみ憩える場所の整備はされていません。
- 高沼用水路整備事業全体の完了予定は、平成37年となっています。(総延長8.4km)



【高沼用水路完成イメージパース】

② 取組内容

- 治水条件を満たしつつ、高沼用水路の歴史性、文化性、環境を活かし、水と緑のネットワーク軸として、水辺の歩行環境を用地買収を行わずに整備します。
- 市民参加による川づくりを通じて、市民が水と親しみ憩える場所を整備します。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------------|-----|------|------|-----|
| 憩える場所の整備 | | 実施設計 | 整備工事 | 開設 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

50 良好な住環境を守るための「高度地区」による高さ制限を導入します。 (4年以内)

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、住居系用途地域に高度地区（注1）の指定を行います。

現状（平成21年3月末時点）

- ・高度地区による高さ制限は、導入していません。
- ・建築物の高さの制限は、用途地域等による制限（注2）や地区計画（注3）による制限（27地区）で行っています。



【高さ制限のイメージ】

② 取組内容

- ・平成21年度に、高度地区のあり方の検討を行います。
- ・平成22・23年度に、市内の建築物の現況を把握し、高さ制限を行う対象地区や高さの制限値の検討を行い、高度地区指定（案）を策定します。
- ・平成24年度に、市民等に対して説明会を実施するなど、指定（案）についての周知・理解を図った上で都市計画決定を行います。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|
| 高度地区指定のあり方の検討 | → | | | |
| 高度地区指定案の策定 | | → | | |
| 説明会・都市計画決定 | | | | → |

（注1）高度地区とは、用途地域内において市街地の環境を維持したり、高度な土地利用を促すため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。

（注2）用途地域等による制限とは、低層住居専用地域や風致地区における絶対高さの制限などをいう。さいたま市では、建築物の高さを、第1種低層住居専用地域は10m、第2種低層住居専用地域は10m又は12m、風致地区は、12mに制限している。

（注3）地区計画とは、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルールを定め、計画的により良いまちへと誘導していく制度。まちの目指すべき将来像を定める「地区計画の方針」と建物の高さや用途など、建物の建て方などの具体的なルールを定める「地区整備計画」から構成される。

所管課 都市局 都市計画部 都市計画課 （問合せ先：048-829-1409）

51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します。 (4年以内)

《51-1 都市公園の整備》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、身近な公園（注1）を15か所増やし、身近な公園の不足する地域（注2）を20.3%から13.2%にします。

現状（平成21年3月末時点）

- 都市公園の適正な配置・整備に向けて、公園の不足する地域を重点に「歩いて行ける身近な公園」の整備を進めています。
- 公園が不足している地域は、20.3%となっています。



【きたまちしましま公園(北区)】

② 取組内容

- 都市公園の適正配置に向け、借地公園制度や河川占用による公園整備、市有未利用地の活用など、様々な整備手法を用いて、公園が不足している地域の整備を重点的に進めます。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|--------------|--------|-----------------|------------------|------------------|
| 身近な公園の整備 | 2か所 | 2か所 (累計:4か所) | 6か所 (累計:10か所) | 5か所 (累計:15か所) |
| 身近な公園が不足する地域 | 19.35% | 18.40% | 15.60% | 13.20% |
| | | | | |
| | | | | |

(注1) 身近な公園とは、街区公園、近隣公園、地区公園で、それぞれ次のような公園。

・街区公園とは、半径250m程度の街区に居住する人々を対象とする0.25haを標準とする公園。(市内整備数:713公園)

・近隣公園とは、半径500m程度の街区に居住する人々を対象とする2haを標準とする公園。(市内整備数:31公園)

・地区公園とは、半径1km程度の街区に居住する人々を対象とする4haを標準とする公園。(市内整備数:4公園)

(注2) 身近な公園の不足する地域とは、街区公園が半径約250m以内に、近隣公園が半径約500m以内に、地区公園が半径約1km以内に、いずれも整備されていない地域。

所管課 都市局 都市計画部 都市公園課 (問合せ先: 048-829-1420)

51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します。 (4年以内)

《51-2 暮らしの道路・スマイルロードの整備》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、暮らしの道路・スマイルロード整備事業により、生活道路を480件整備します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・生活道路である暮らしの道路・スマイルロード整備事業の年間平均整備件数は、約100件となっています。



【整備前】



【整備後】

② 取組内容

- ・暮らしの道路整備事業(注1)・スマイルロード整備事業(注2)の年間整備件数を現在の100件から120件に増やし、市民からの申請後、おおむね3年以内に着工できるようにします。
- ・要望の受付や対応状況について、ホームページで公表します。

③ 事業計画（工程表）

| 実施事業等 | 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------------------|----|------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 暮らしの道路・スマイルロードの整備 | | 120件 | 120件 (累計:240件) | 120件 (累計:360件) | 120件 (累計:480件) |
| 要望受付の公表 | | | → | | |
| 対応状況の公表 | | | → | | |

(注1)暮らしの道路整備事業とは、地元からの申請に基づき、道路幅員4m未満の狭い生活道路の拡幅を、必要な用地を市に無償寄付していただき、市で測量・分筆・登記及び道路整備（工事）を行うもの。

(注2)スマイルロード整備事業とは、毎日利用されている道路の環境整備や老朽化の改善など、利用者のニーズに応えるため、沿線の皆様からの申請に基づき、道路整備（工事）を行うもの。幅員が4m未満の道路の拡幅整備については、暮らしの道路整備事業の対象。

所管課 建設局 土木部 道路環境課 (問合せ先：048-829-1490)

51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します。
(4年以内)

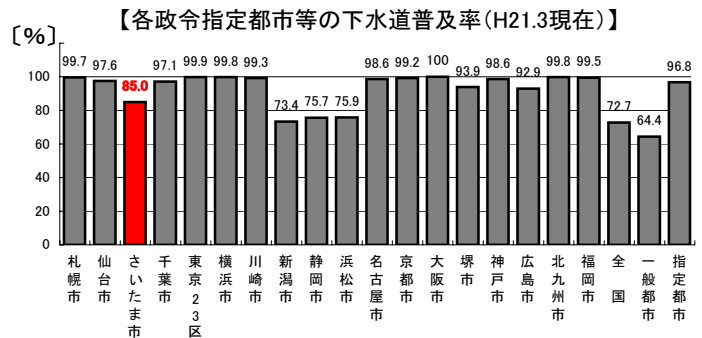
《51-3 下水道の整備》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・ 整備計画を1年前倒しし、平成24年度末までに、下水道普及率を90%にします。

現状(平成21年3月末時点)

- ・ 下水道普及率は、85%となっています。



② 取組内容

- ・ 未整備地区の多い西区、見沼区、桜区、緑区及び岩槻区を重点的に整備し、快適な生活を送ることができる活力ある都市づくりを推進します。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 実施事業等 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 公共下水道(汚水)の整備 | 下水道普及率86.6% | 下水道普及率87.9% | 下水道普及率89.0% | 下水道普及率90.0% |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

所管課 建設局 下水道部 下水道計画課 (問合せ先：048-829-1565)

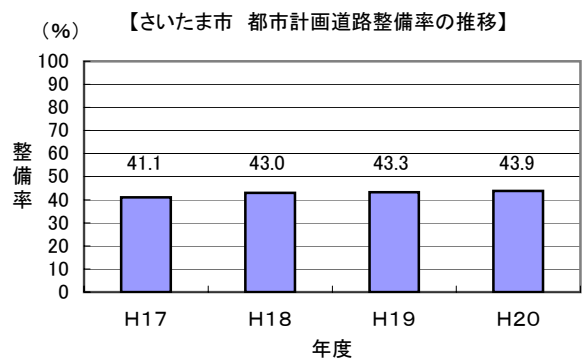
52 効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路を抜本的に見直します。（4年以内）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、人口減少、高齢化社会に対応し、低炭素型のコンパクトなまちづくりを実現する効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路の抜本的な見直しを行います。

現状（平成21年3月末時点）

- 都市計画道路については、これまで人口増や高度経済成長を前提に163路線が都市計画決定されています。
- 順次、整備を行っていますが、整備率(注1)は約44%であり、いまだ未着手の路線を抱えています。



② 取組内容

- 平成21年度は、見直しの視点や方向性などをまとめた見直し指針案を策定します。
- 平成22年度から、見直し指針に基づき、ネットワークの再構築、見直し候補路線の抽出を行います。
- 見直し作業の各段階で、パブリックコメントを行った上で、都市計画変更手続きを進めます。

③ 事業計画（工程表）

| 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|--------------------|-----|------------|-----|------------|
| 実施事業等 | | | | |
| 存続・変更・廃止の分析、指針案の策定 | → | | | |
| 見直し指針に基づく、見直し路線の抽出 | | → | | |
| 都市計画変更手続き | | → | → | → |
| | | 国・県等関係機関協議 | | 都市計画審議会・告示 |
| 見直し作業の公表・意見聴取 | | → | → | → |

(注1) 整備率とは、都市計画道路総延長に対する都市計画道路整備済延長の割合。